

令和4年

上尾市教育委員会3月定例会  
議案資料

# 目 次

議案第 1 2 号 資料 ..... 1

議案第 1 6 号 資料 ..... 別冊

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け  
「△△△」を削る場合・・・~~△△△~~ →取消線&斜体字  
ただし、改正する条等の部分のみ表記

(改正規則中、第1条の部分)

●上尾市立小・中学校管理規則

(昭和32年上尾市教育委員会規則第5号)

【改正要旨】

1、学校に置く非常勤の職として、学校看護師を新たに設置し、現在教育センターに置かれているさわやか相談室相談員を学校に設置する職として加える。(第14条の5の4関連)

(一会計年度を超えない範囲内で置くことのできる非常勤の職)

第14条の5の4 学校に、一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職として、代替教職員、特別支援学級補助員、日本語指導職員、さわやか相談室相談員、学校看護師、栄養士、学校給食調理業務員、給食調理補佐員、スポット給食調理補佐員及び業務補助員を置くことができる。

2 代替教職員は、上司の命を受け、児童生徒の教育、養護若しくは栄養の指導及び管理又は事務に従事する。

3 特別支援学級補助員は、上司の命を受け、児童生徒の支援の業務に従事する。

4 日本語指導職員は、上司の命を受け、児童生徒に対する日本語習得のための支援の業務に従事する。

5 さわやか相談室相談員は、上司の命を受け、いじめ、不登校等に対応し、児童生徒との相談及び児童生徒に対する援助の業務に従事する。

6 学校看護師は、上司の命を受け、人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他の医療行為に関する業務に従事する。

~~7~~ 7 栄養士は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的業務に従事する。

~~8~~ 8 学校給食調理業務員は、上司の命を受け、学校給食の調理業務に従事する。

~~9~~ 9 給食調理補佐員及びスポット給食調理補佐員は、上司の命を受け、学校給食の調理業務を補佐する。

~~10~~ 10 業務補助員は、上司の命を受け、校長の指定する業務を補助する。

~~11~~ 11 第1項に規定する職は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員をもって充てる。

(改正規則中、第2条の部分)

●上尾市教育委員会事務局組織規則

(平成5年上尾市教育委員会規則第3号)

**【改正要旨】**

**1、事務局に置く非常勤の職として、特別支援業務員を新たに設置する。(第4条の2関連)**

(一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職及び職務)

**第4条の2** 前2条に定めるもののほか、必要に応じて、事務局の課に一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職として、**特別支援業務員**、家庭教育支援員、社会教育指導員、文化財調査専門員、健診・相談専門員、栄養士及び業務補助員を置く。

**2** 前項の特別支援業務員は、上司の命を受け、課長の指定する業務補助員に対する指示及び支援並びに当該業務補助員が命ぜられた課長の指定する業務のうち、課長の指定するものに従事する。

~~3~~ **第1項**の家庭教育支援員は、上司の命を受け、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育の支援に関する業務のうち、課長の指定するものに従事する。

~~4~~ **第1項**の社会教育指導員は、上司の命を受け、公民館事業、人権教育集会所の運営及び社会教育団体の支援に関する業務のうち、課長の指定するものに従事する。

~~5~~ **第1項**の文化財調査専門員は、上司の命を受け、文化財の調査、保存、保護及び活用並びに市史編さんに関する業務のうち、課長の指定するものに従事する。

~~6~~ **第1項**の健診・相談専門員は、上司の命を受け、上尾市立小・中学校の児童生徒に対する健康診断業務に従事する。

~~7~~ **第1項**の栄養士は、上司の命を受け、前条第4項に規定する職務のうち、課長の指定するものに従事する。

~~8~~ **第1項**の業務補助員は、上司の命を受け、課長の指定する業務を補助する。

~~9~~ **第1項**に規定する職は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員をもって充てる。

(改正規則中、第3条の部分)

●上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則

(平成13年上尾市教育委員会規則第3号)

**【改正要旨】**

1、改正規則中第1条で、現在教育センターに置かれているさわやか相談室相談員を学校に設置する職とするため、当該部分を削る。(第5条関連)

(教育センターに置かれる職及びその職務)

第5条 第4条に定めるもののほか、必要に応じて、教育センターに指導主事を置き、その職務は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事することとする。

2 第4条及び前項に定めるもののほか、教育センターに、必要に応じて、一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職として、教育心理専門員、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、及び学校適応指導教室指導員及びさわやか相談室相談員を置く。

3 前項の教育心理専門員は、上司の命を受け、幼児、児童及び生徒並びに保護者の就学相談及び教育相談への対応並びに幼児、児童及び生徒の知能及び発達に関する検査の業務に従事する。

4 第2項のスクールソーシャルワーカーは、上司の命を受け、問題を抱える児童及び生徒が置かれた環境への働きかけ並びに関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整の業務に従事する。

5 第2項の教育相談員は、上司の命を受け、幼児、児童及び生徒並びに保護者の教育問題等に関する教育相談の業務に従事する。

6 第2項の学校適応指導教室指導員は、上司の命を受け、上尾市立小・中学校における不登校の児童生徒に対する適応指導の業務に従事する。

~~7 第2項のさわやか相談室相談員は、上司の命を受け、いじめ、不登校等に対応し、児童生徒との相談及び児童生徒に対する援助の業務に従事する。~~

~~8~~7 第2項に規定する職は、会計年度任用職員をもって充てる。